

東京都国民健康保険運営方針（案）の概要（抜粋）
及び今後のスケジュール（案）
（東京都作成資料）

1

国保運営方針(案)の概要

第1章 方針策定の趣旨

○策定の目的

平成30年度からの新たな国保制度において、都と区市町村が一体となり、国民健康保険に関する事務を共通認識の下で実施するとともに、安定的な財政運営並びに区市町村が担う国保事業の広域化・効率的を推進する。

○根拠 国民健康保険法第82条の2

○対象期間 平成30年4月～平成33年3月

第2章 国民健康保険制度の意義と保険者が果たすべき役割

- ・国保制度は、被保険者間の相互扶助を基本とした社会保険制度である * 文言を修正
- ・保険者である都道府県及び区市町村は、国保制度の安定的な運営の確保及び被保険者の健康保持に向けて取り組む

2

第3章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

○被保険者の概況

- ・被保険者数、年齢、職業構成、異動状況 等

○医療費の動向

- ・一人当たり医療費の状況 等

○財政状況・医療費と財政の将来の見通し

- ・収支状況、法定外一般会計繰入等の状況 * 保険料水準の比較について、標準化指数を用いて記載
- ・医療費の将来の見通し * 推計医療費・一人当たり推計医療費の記載を追加

○財政収支の改善に係る基本的な考え方

- ・解消・削減すべき赤字（決算補填等を目的とする法定外繰入等）の計画的・段階的な解消の取組が必要

○赤字解消・削減の取組

- ・解消・削減すべき「赤字」は、「決算補填等目的の法定外一般会計繰入額」と「繰上充用金の増加額」の計
- ・赤字の解消・削減に当たっては、区市町村それぞれの事情を勘案し、医療費適正化や収納率向上に取り組むとともに、計画的な保険料（税）見直しが必要
- ・国が定める「赤字市町村」に該当する区市町村は、「区市町村国保財政健全化計画」を策定し、赤字解消の目標年次を定めた上で、医療費適正化、適正な保険料（税）率の設定等、赤字削減に資する取組を実施
- ・都は区市町村とともに、解消・削減すべき赤字要因分析や対策の整理を行い、必要な助言を実施

○財政安定化基金の運用

- ・貸付、交付の要件等

国民健康保険制度改革 新制度に向けたスケジュール(案)

